

平成30年度以降の消防の広域化推進の方向性

消防・救急課

1 これまでの経過

消防の広域化については、消防力の充実強化を図るため、平成18年に消防組織法に位置づけられるとともに、これに基づく「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（平成18年消防庁告示第33号。以下「基本指針」という。）が策定され、平成24年度末を推進期限として、各般の取組を進めることとされました。

平成25年には、基本指針の改正により、新たに消防広域化重点地域の枠組みが創設され、広域化の気運が高い地域等に対し集中的に支援を行うとともに、推進期限について、平成30年4月1日に延長することとされました。

平成29年には、第28次消防審議会から、今後の消防体制のあり方等に関して「消防の広域化及び連携・協力に関する答申」が示され、消防の広域化は消防力の確保・充実のための方策として極めて有効な手段であり、今後とも、消防体制の整備・確立の手段として、最も有効なものとして推進していくことが重要であるとされたほか、直ちに広域化を進めることが困難な地域においても必要となる消防力を確保・充実していくため、消防事務の必要性に応じて事務の一部について連携・協力を推進することが必要であると提言され、これを受けて、「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」（平成29年4月1日付け消防消第59号消防庁長官通知別添）が策定されました。

以上のような経緯を経て、これまで2期10年以上にわたり取組が進められてきており、広域化を実現した消防本部では、人員配備の効率化と充実、消防体制の基盤強化を通じた住民サービスの向上等の成果が現れている状況にあります。

しかし、全体的には、管轄人口10万人未満の小規模な消防本部が全消防本部数の約6割を占めるなど、広域化の進捗はいまだ十分とは言えず、今後の人口減少社会の到来、低密度化・高齢化の進展等に鑑み、消防力の維持・強化に当たって最も有効な手段である消防の広域化

を推進し、小規模な消防本部の体制強化を図ることがこれまで以上に必要になっており、喫緊の最重要課題となっています。

<規模別の消防本部数及び減少数>

本部規模	本部数	割合	減少数 (H30←H18)	
			減少数	減少割合
全消防本部	728	—	▲83	▲10%
うち 管轄人口10万人未満	431	6割	▲61	▲12%
消防吏員100人以下	283	4割	▲85	▲23%
消防吏員50人以下	73	1割	▲46	▲39%

※管轄人口及び消防吏員数は平成29年消防防災・震災対策現況調査より算出

<規模別の消防施設等整備率（単位：％）>

本部規模	ポンプ車	はしご車	化学消防車	救急車	救助工作車	水利	職員
全体	98.9	86.4	85.7	94.3	92.1	73.5	77.4
大規模	93.2	98.7	97.2	93.6	95.8	86.2	87.0
小規模	95.0	63.5	76.1	96.4	88.8	63.9	66.1

※大規模＝所管人口30万人以上、小規模＝10万人未満
※各数値は平成29年消防防災・震災対策現況調査より算出

2 基本指針の改正概要

第28次消防審議会の答申等も踏まえ、今般、基本指針を改正し、消防の広域化の推進期限を平成36年4月1日に延長しました（連携・協力の推進期限も併せて同日に延長）。主な改正項目は下表のとおりです。

項目	改正後の基本指針	改正前の基本指針
市町村の消防の広域化の推進の方向性	・広域化の推進に当たっては、消防組織法が改正された平成18年以降の取組を振り返った上で、今一度原点に立ち返り、推進計画を再策定する必要があるとした。 ・その際、都道府県は、市町村が行った自らの消防本部を取り巻く状況と自らの消防力の分析を生かしつつ、積極的にリーダーシップを取り、都道府県内の消防体制のあり方を再度議論していく必要があるとした。	(新規)
推進計画の策定	・都道府県が推進する必要があると認める自主的な消防の連携・協力の対象となる市町村（以下「連携・協力対象市町村」という。）についても、推進計画に定めることとした。	(新規)
広域化の実現の期限	・平成36年4月1日（6年延長）	平成30年4月1日

3 推進期限の延長の考え方

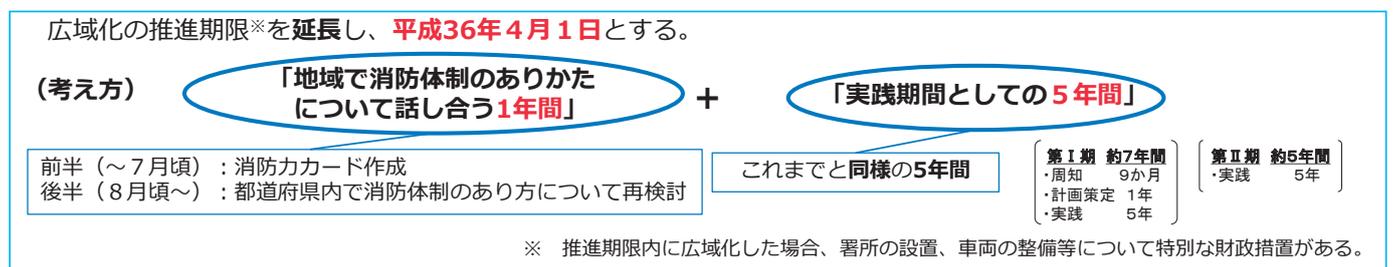
平成18年の消防組織法の改正から10年以上の歳月が経過し、人口減少の更なる進展など消防を取り巻く環境が変化していることを受け、再度、地域における消防組織のあり方を議論すべきタイミングとして、推進期限を平成36年4月1日に延長しました。

6年間のうち、初年度である平成30年度は、地域で消防体制のあり方を考える期間としており、7月までに、

市町村の消防本部において「消防力カード」を作成し、自らの消防力や広域化の必要性を分析、そして8月以降、都道府県においてそうした情報を基に、現場・市町村を巻き込んだ話し合いにより推進計画を再策定することとしています。その上で、平成31年度からの5年間を実践期間としており、広域化を実現させることとしています。

なお、平成36年前後は、消防指令センターの更新時期がピークにさしかかるため、これを契機として広域化を後押しすることも見据えています。

<広域化の推進期限延長の考え方>



4 消防力カード作成の趣旨

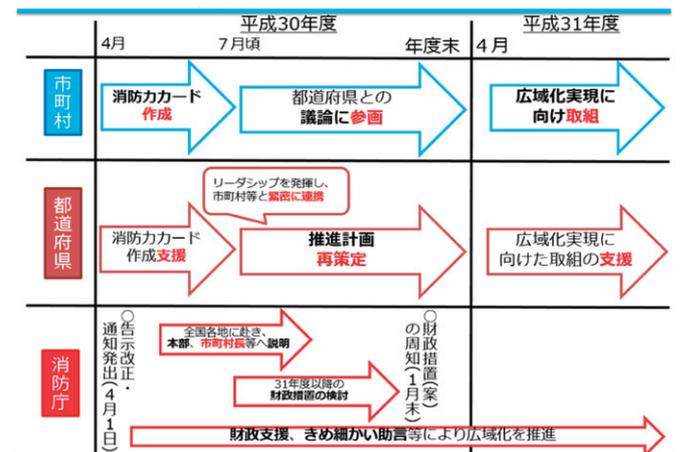
市町村の消防本部は、「自らの消防本部を取り巻く状況」や「自らの消防力」の分析だけではなく、10年後の管轄人口、消防指令センター等の更新時期や費用を見通し、消防本部のあるべき姿について、消防の広域化や連携・協力を実施することを含めて検討し、「消防力カード」として見える化することとしています。この「消防力カード」は、推進計画への反映のほか、市町村長等への理解を得るためのツールとして活用することが期待されます。

防の連携・協力についても、広域化につなげる効果が特に大きい高機能消防指令センターの共同運用等をはじめ新たに推進計画に記載することとしています。

5 推進計画の再策定

都道府県は、「消防力カード」による分析・検討を活かしつつ、積極的にリーダーシップを発揮し、消防本部、市町村と緊密に連携した上で推進計画を再策定することとしています。消防本部の分析・検討を踏まえた上で、過去10年間における広域化の進捗、広域化消防本部の効果、都道府県における消防需要の動向等を振り返り、市町村の消防の現況を把握し、改めて広域化の必要性を十分認識した上で、おおむね10年後の消防体制の姿を見通す必要があります。また、消防広域化重点地域については、これまで以上に積極的に指定するとともに、消

<広域化全体の今後のスケジュール>



6 広域化支援策

1 財政措置

平成30年度においても、昨年度に引き続き、下表のとおり、広域化及び連携・協力の伴って必要になる経費に対して、ソフト・ハードの両面から総合的に財政措置がなされています。

なお、消防の連携・協力に対する財政措置については、平成31年度以降、連携・協力対象市町村として推進計画に定められている市町村に対するものに重点

化することを検討しています。

2 消防の広域化及び連携・協力のモデル構築事業や具体的な調整事項のノウハウに関する情報提供

具体的な先進事例を積み上げ、より効果的な推進につなげるため、国の委託事業としてモデル構築事業の実施及び周知や、消防広域化推進アドバイザーの派遣、首長等に対して広域化の効果について分かりやすく説明するなど、きめ細やかな支援を行ってまいります。

市町村の消防の広域化及び連携・協力に対する財政措置（平成30年度）

市町村分（広域化）

1 消防広域化準備経費【特別交付税】

消防の広域化の準備に要する広域消防運営計画策定経費、広域化協議会負担金、協議会委員報酬、広報誌作成費及び住民意向調査費等の経費について特別交付税措置を講じる。

2 消防広域化臨時経費【特別交付税】

消防の広域化に伴い臨時的に必要となる次の経費について特別交付税措置を講じる。

- ①消防本部・施設の統合、署所の再配置に伴う通信等施設・設備に要する経費 ②本部の名称・場所の変更等に伴い必要となる経費
③業務の統一に必要となるシステム変更、統一規程の整備等に要する経費 ④その他広域化整備に要する経費

3 消防署所等の整備【(1)・(2) 緊急防災・減災事業債】

(1) 広域消防運営計画等に基づき、必要となる消防署所等の増改築（一体的に整備される自主防災組織等のための訓練・研修施設を含む。また、再配置が必要と位置づけられた消防署所等の新築を含む。）※

(2) 統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築※

(3) (1)、(2)以外の整備 [一般単独事業債：充当率90%（通常75%）]

4 高機能消防指令センターの整備【緊急防災・減災事業債】

広域消防運営計画等に基づき整備する高機能消防指令センター（指令装置等）※

5 消防用車両等の整備【緊急防災・減災事業債】

広域消防運営計画等に基づく消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備※

6 国庫補助金の優先配分【施設整備費補助金、緊援隊補助金】

消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮を行う。

緊急防災・減災事業債

○ 対象事業

地域の防災力を強化するための施設の整備、災害に強いまちづくりのための事業などの地方単独事業等を対象

○ 財政措置

- ・ 地方債充当率 100%
- ・ 交付税算入率 70%

○ 事業年度

平成29年度から平成32年度

【※ 消防広域化重点地域に指定された市町村に限る。】

市町村分（連携・協力）

1 高機能消防指令センターの整備【緊急防災・減災事業債】

連携・協力実施計画に基づき、必要となる高機能消防指令センター

2 消防車両等の整備【防災対策事業債：充当率90%/算入率50%】

連携・協力実施計画に基づき、必要となる消防車両等

3 国庫補助金の優先配分【施設整備費補助金、緊援隊補助金】

連携・協力に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮を行う。

都道府県分（広域化）

1 消防広域化推進経費【普通交付税】

消防広域化重点地域の指定や協議会への参画、調査研究、広報啓発等、都道府県がその役割を果たすための事業等を実施する体制の整備に必要な経費について普通交付税措置を講じる。

2 広域化対象市町村に対する支援に要する経費【特別交付税】

広域化対象市町村に対する補助金、交付金等の経費について特別交付税措置を講じる。

問い合わせ先

消防庁消防・救急課
TEL:03-5253-7522